

質問に対する回答について
工事名) 東北自動車道 和賀川橋床版取替工事

質問事項と回答

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 特記仕様書 18-2 建設副産物について、特記に記載の内容より「建設汚泥の運搬・処理」については当初契約には含まれず、実態に合わせて別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。 | 建設汚泥の運搬・処理に関する費用は、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとします。 |
| 2 | 特記仕様書 26-20-4 (1) 夜間巡回に記載の内容より、昼夜連続規制の単価項目には各単価項目毎に連続規制日数分の夜間巡回の交通監視員2人の費用を含むと考えて良いでしょうか。 | その通りです。 |
| 3 | 特記仕様書 26-25-3 (4) (7)に記載の内容より、汚濁水および汚泥の回収、処理、処分に要する費用は当初契約には含まれず、実態に合わせて別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。 | 汚濁水および汚泥の回収、処理、処分に関する費用は、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとします。 |
| 4 | 特記仕様書 26-26-7 に記載の内容より、床版端部ブラケット工には本締め工も含むとなっておりますが、この単価項目にはピンテール仕上げ工も計上されていると考えてよろしいでしょうか。 | その通りです。 |
| 5 | 特記仕様書 26-26-7 床版端部ブラケット工について、近接調査計測の記載がありませんが、この単価項目には近接調査計測工も計上されていると考えてよろしいでしょうか。 | 床版端部ブラケット工に必要な費用の計上を願います。 |
| 6 | 特記仕様書 26-37-4 (1) に記載の内容より、高力ボルト取替工の単価項目には塗膜除去（塗膜剥離剤による鉛含有塗膜の除去2回）を含んでいると読み取れますが、鉛含有廃塗膜の回収・積込・運搬・産廃処分費もこの単価項目に含まれているのでしょうか。もしくは、当初契約には含まれず、実態数量に合わせて別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。 | 高力ボルト取替工には廃塗膜の回収・積込・運搬・産廃処分費は含まれません。これらに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとします。 |

| | | |
|----|--|--|
| 7 | 金抜設計書番号 9～12 排水管について、新たな排水管支持金具の桁付ピースを桁に取り付けするにあたり、既設塗膜剥離、芯出し調整、鋼桁孔明け、鉄筋探査などが必要になると思われますが、これらも全てこの単価項目へ計上となりますでしょうか。 | 排水装置の施工に必要となる費用は各単価項目に計上してください。 |
| 8 | 金抜設計書番号 145 高力ボルト取替工 A、番号 146 高力ボルト取替工 B について、この単価項目にはそれぞれピンテール仕上げ工も計上されていると考えてよろしいでしょうか。 | その通りです。 |
| 9 | 金抜設計書番号 109 既設排水管撤去について、排水管支持金具用の桁付ピースは残置と考えてよろしいでしょうか。また、桁付ピースの切断撤去が必要となつた場合には別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。 | 排水管支持金具用の桁付ピースは撤去します。撤去に関する費用は撤去工 排水管 A に含まれます。 |
| 10 | 特記仕様書の 26-38-2 安全衛生保護具および割掛対象表参考内訳書の環境対策資機材について、衣川橋のみの計上となつておりますが、和賀川橋については既設塗膜に鉛、PCB などの有害物質は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。 | 和賀川橋については有害物質が含まれていることを想定していません。なお、既設塗膜に有害物質の含有が判明した場合は、監督員と受注者で協議し定めるものとします。 |
| 11 | 既設塗膜の成分調査が当発注には含まれておりませんが、必要となつた場合には別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。 | 監督員と協議し既存塗膜成分調査が必要となつた場合は、監督員と受注者で協議し定めるものとします。 |
| 12 | 発注資料より和賀川の A 1～P 3 間（下り線）のみ吊り足場ではなく高所作業車使用になっていると読み取れますが、和賀川の A 1～P 3 間（下り線）のみの特殊な条件、制限、制約などがある場合にはご教示下さい。 | 和賀川橋（下り線）A 1～P 3 間については、非出水期の施工を想定しており、出水期における高所作業車の存置はできません。なお、実際の施工にあたつては関係機関との協議が必要となります。 |